

## 全員協議会会議録

---

1 開 会 .....	2
2 あいさつ .....	2
3 議 題 .....	2
(1) 報告事項について .....	2
① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(執行残分)の活用について	2
② 指定管理者の候補者の決定について .....	4
③ 矢板市行政組織条例の一部改正について .....	6
④ 事故報告について .....	7
⑤ 矢板市手話言語条例の制定及びパブリックコメントの実施について ..	8
⑥ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について .....	9
⑦ 令和5年度国民健康保険特別調整交付金の自主返還について .....	11
⑧ 矢板市防災協力事業所登録制度について .....	13
⑨ 省エネ家電・給湯器・防犯カメラ補助金の実績について .....	14
⑩ 市民課旅券窓口における栃木県収入証紙の販売停止について .....	16
⑪ 「やいた暮らし応援キャンペーン」事業の実績について .....	18
⑫ 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について .....	21
3 その他 .....	22
5 閉会 .....	23

日 時 令和7年1月13日(木) 午前10時06分～午前10時58分  
場 所 第一委員会室

## ○ 出席者

### 【 議員 14 人 】

- ① 渡邊英子
- ② 榊真衣子
- ④ 斎藤典子
- ⑤ 神谷靖
- ⑥ 石塚政行
- ⑦ 掛下法示
- ⑧ 宮本莊山
- ⑨ 櫻井恵二
- ⑩ 高瀬由子
- ⑪ 関由紀夫
- ⑫ 小林勇治
- ⑬ 伊藤幹夫
- ⑭ 佐貫薰
- ⑯ 石井侑男

### 【 欠席議員 】

なし

### 【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 総務部長
- ⑥ 総務人事課長
- ⑦ 財政課長
- ⑧ 健康福祉部長
- ⑨ 社会福祉課長
- ⑩ 幸齢課長
- ⑪ こども課長
- ⑫ 健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 経済部長兼商工観光課長
- ⑯ 建設部長
- ⑰ 教育部長兼教育総務課長
- ⑱ 選挙管理委員会事務局長
- ⑲ 上下水道事務所長兼水道課長

森島武芳  
印南洋之  
伊藤由悟  
村上治良一  
高橋弘一  
佐藤賢一  
矢板洋子  
高橋理子  
加藤清美  
相馬香織  
斎藤敦子  
松本裕一  
柳田豊  
沼野英美  
山口武  
和田理男  
佐藤裕司  
小野崎賢一  
柳田恭子

### 【 総務人事課 】

- ① 課長補佐

吉田佐江子

### 【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 局長補佐
- ③ 主査

星哲也  
清水ゆう子  
手塚紀寿

## 1 開 会

○議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。 (10:06)

初めに市長から御挨拶があります。

## 2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、日頃より市政の発展と市民福祉の向上のために御尽力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

本日の議題でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（執行残分）の活用についてなど 12 件でございます。これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。  
簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

## 3 議 題

### (1) 報告事項について

#### ① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（執行残分）の活用について

○議長 3、議題に進みます。(1)報告事項について、①について説明を求めます。

○総合政策課長（村上治良） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（執行残分）の活用につきまして、御報告いたします。

資料を御覧ください。本交付金については、8月の全員協議会におきまして、国の令和7年度予備費を活用して交付されました約 1,400 万円のうち、約 750 万円につきましては、酒類製造業者支援事業と住民税非課税世帯向け物価高騰対策クーポン券支給事業に取り組むことを説明させていただいたところでご

ざいます。残りの約 650 万円につきましては、当初、燃料費高騰の影響を大きく受ける運送業者に対して、燃料費補助を検討していたところですが、国の暫定税率の廃止に向けた動きを受けまして、当該事業の選定につきましては、一時的に留保し、全体の施策の整合性を保つため見直しを進めていたところでございます。そして、今回の予備費分の残額約 650 万円と併せて、国の令和 6 年度補正予算で配分された分の執行残も見込まれ、予備費分・補正予算配分額を併せて総額約 2,000 万円程度の執行残となっております。この執行残分につきまして、これまでの交付金活用事業の進捗や効果を踏まえまして実施事業を選定いたしました。

最初に、やいた応援クーポン券配布事業として、物価高騰の影響を受けた生活者に対し、市内の店舗で使えるクーポン券を配布し、市民の生活支援を図るとともに地域活性化を図るもので、なお、同事業につきましては、本年度 2 回目の実施となりますけれども、配布から利用までの即効性など、既に仕組み化できている点を考慮して選定いたしました。

次に、学校給食物価高騰対策事業として、学校給食における米飯の提供において、米価格の改定（値上げ）によりまして、現状の給食費月額補助だけで対応しきれない部分を補填し、給食の質と量を維持してまいります。

今回の追加事業の総額は、約 2,000 万円となりますが、取りまとまり次第、本件に関する令和 7 年度補正予算案を 12 月の市議会定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## ② 指定管理者の候補者の決定について

---

○議長 次に②について、説明を求めます。

○総合政策課長 指定管理者の候補者の決定につきまして御報告いたします。

指定管理者制度の導入施設につきましては、8月の全員協議会におきまして、今年度は7施設で指定管理者の選定を行うことを御説明しておりましたが、今回7施設全ての候補者を選定いたしましたので御報告いたします。

まず別添資料を御覧ください。木幡北山はつらつ館の指定管理者の候補者につきましては、労働者協同組合労協センター事業団を選定いたしました。選定方法は公募としましたが、労協センター事業団の1事業者のみの応募でございました。次に、五つの学童保育館の指定管理者の候補者につきましては、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会を選定いたしました。こちらも選定方法は公募にしたところですけれども、矢板市社会福祉協議会の1事業者のみの応募でございました。最後に、八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の候補者につきましては、栃木県森林組合連合会、たかはら森林組合、高原林産株式会社で組織されておりますたかはらの森管理グループを選定いたしました。こちらも選定方法は公募といたしましたが、たかはらの森管理グループの1事業者のみの応募でございました。

それぞれ、候補者の選定に当たりましては、指定管理者選定委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施いたしまして、候補者を決定しております。この指定管理者の指定につきましては、12月の市議会定例会議に議案として提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

○石井議員 今、応募者数については説明がありました。しかしながら、指定管

理料については何の説明もないのに、指定管理料についてはどのようになっていますか。前回と今回の管理料をお願いします。

(12月提出議案との声あり)

○議長 石井議員よろしいですか。

○石井議員 はい。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○掛下議員 応募者が全て今までやっていた1者ということだと思うのですが、そういう広報活動として、もう少し応募者があつてその上でしたら意味があるのですけども、そういう意味では広報の仕方とか、或いは社会情勢としてあまりメリットがないと感じたのかどうかを含めて応募が少なかつた理由、何か分かれば教えて欲しいのですけど。

○議長 答弁を求めます。

○総合政策課長 掛下議員の御質問にお答えいたします。公募の仕方というか、1者しか応募がなかつたということの御質問ですので、こちらで募集要項と各所管課で作っていただきましてそちらを日程や細かいところを詰めてホームページなどで公募はしてきました。ただ結果として、1者しか来なかつたという御質問だと思いますので、これからも指定管理者の施設が結構ございますので、ホームページを使って公募しておりますけれども、少しでも皆様の目に届くように、こちらとしても考えていくべきだと考えております。今回は公募をしてまいりましたが、結果としては1者だったということになってしまっております。

以上です。

○議長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

### ③ 矢板市行政組織条例の一部改正について

---

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総務人事課長（佐藤賢一） 矢板市行政組織条例の一部改正について御報告いたします。

資料の2枚目の令和8年度組織（案）を御覧いただければと思います。本件につきましては現在の市長部局の行政組織6部1事務所につきまして、現在策定中であります新たな総合戦略の推進を図るための組織にすべく、当該戦略で想定する「稼ぐ部門」「人財部門」「社会資本部門」に「総合政策部門」を基本として、別紙のとおり、4部1局1事務所の組織へと再編するものでございます。市長部局における各部の部長につきましては、専任部長といたしまして、総合戦略を推進するための部門統括を兼ねることといたします。部の統括を兼ねる部長がそれぞれの部門における責任者として、課長をはじめとする職員とともに総合戦略に掲げる施策の進捗管理やさらなる展開への道筋をつけていくための組織とするものとなります。

また、社会資本部門を一体的に整備していく観点から、上下水道事務所は建設環境部長が兼任するという形にいたします。生活環境局につきましては、社会資本部門に属しますが、危機管理に万全を尽くすために局長を置くことといたしまして、災害時等の非常時における対応に万全を期す体制といたし、市民の安全を確保してまいりたいと考えております。なお、各部に属する課につきましては、市民課が市民福祉部に移動するほか、組織名称、統廃合等などにより変更となる可能性がございますので、あらかじめ御了承いただければと思っております。

説明は以上となります、12月定例会議において議案として矢板市行政組織条例の一部を改正する条例案を提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

報告は以上となります。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ④ 事故報告について

---

○議長 次に、④について説明を求めます。

○財政課長（矢板 洋） 市有の33人乗り中型バスの物損事故について御報告いたします。

事故の発生日時は、10月22日水曜日、場所は栃木県那須塩原市でございます。事故の状況でございますが、バスが東北自動車道西那須野塩原インターチェンジにおいて通行料金精算のため、出口一般レーンに進入した際に運転手の不注意により、料金自動精算機の硬貨投入口にバスの右側サイドアンダーミラーが接触したものでございます。徐行運転だったため、バスに乗車していた方にけがはございませんでした。当日乗車していた方には、御心配御迷惑をお掛けいたしました。

市民が乗車する市有バスの事故ということで、改めて委託業者に対しまして、社内での交通安全教育の徹底及び安全運転の励行について指示したところでございます。また、料金自動精算機につきましては、元どおりに機能復旧できたため修繕は不要となりました。なお、バスの修繕費につきましては、委託業者が負担いたします。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。

御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## ⑤ 矢板市手話言語条例の制定及びパブリックコメントの実施について

---

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○社会福祉課長（加藤清美） 矢板市手話言語条例の制定及びパブリックコメントの実施について報告いたします。

初めに、資料3ページ、矢板市手話言語条例（案）を御覧ください。手話は、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する独自の言語であり、長年にわたり大切に受け継がれ、思考し、コミュニケーションを図り、文化を育む上で不可欠な言語として発展してきました。一方で、社会全体における手話への理解はいまだ十分であるとは言えず、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む方及び手話を必要とする方が、日常生活や社会参加において、情報取得やコミュニケーションに困難を抱えており、手話を主な言語とする人々の要望に十分に応えられていない現状がございます。こうした現状を踏まえ、手話が言語であるとの認識に立ち、手話の普及と理解促進、手話文化の保存、継承及び発展を図り、全ての市民が尊厳をもって共生することができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定しようとするものです。また、国におきましては、令和7年6月に手話に関する施策の推進に関する法律が公布・施行され、地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定し、手話を必要とする方、手話を使用する方の意思が尊重され、手話の取得及び使用に関する必要かつ合理的

な配慮が適切に行われるために、必要な環境の整備が図られるようにすることが法律に明記されております。

資料 2 ページの矢板市手話言語条例案の概要により、条例の内容を御説明いたします。第 1 条の条例の目的としまして、手話が言語であるとの認識に基づいて、手話への理解促進及び手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等、事業者及び関係者の役割を明らかにし、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することができる社会の実現を目指すこととしております。次に第 3 条で基本理念、第 4 条で市の責務を明記し、第 5 条以降が市民等、事業者、関係団体の役割としております。なお、具体的な施策につきましては、矢板市障害者福祉計画において定め展開してまいります。条例の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

資料 1 ページを御覧ください。今回の条例制定に当たり、事前に条例案を公表して、広く市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたします。実施期間は、本日全員協議会終了後から 12 月 19 日までとし、実施方法等につきましては資料記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

---

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○社会福祉課長 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人の提供に関する条例の一部改正について御報告いたします。

今回の条例改正は、重度心身障害者医療、こども医療、妊産婦医療及びひとり親医療の四つの医療費助成事務において、利用ができる特定個人情報について、これまでの国民健康保険、後期高齢者医療も含めた健康保険などの医療保険資格情報等を取得できるよう改正しようとするものです。また、今回のような独自利用事務の情報連携を利用開始する際には、個人情報保護委員会への届出が必要になりますが、届出に当たっては事前に条例改正を行う必要がございます。現在、各医療費助成の資格登録等の一部におきまして、必要な医療保険情報については、保険証又は資格者証を提示していただくか、マイナンバーカード専用端末によりマイナポータル上で確認しておりますが、今後、マイナ保険証による申請等が増えますとパスワードを間違えたり忘れててしまうことでマイナポータルにログインできないなど、窓口対応に時間を要してしまう課題がございます。条例を改正し、諸手続き後には、医療費助成の資格登録申請書に個人番号を記入していただくことで、情報提供ネットワークシステムを使用して、申請者の医療保険情報を取得することが可能になります。これにより、申請者の申請時間が短くなり、窓口対応時間の削減につながり、市民の利便性が向上することが期待されます。

資料2ページ、条例改正案要綱を御覧ください。改正の内容につきましては、条例の別表第2において、特定個人情報利用事務における利用が可能な特定個人情報を規定しており、現行では国民健康保険、後期高齢者医療保険のみの医療給付情報としておりますが、その他の医療保険についても資格等の情報を利用できるよう改正いたします。条例の施行期日は令和8年1月1日を予定して

おり、12月の定例会議に議案を提出いたしますのでよろしくお願ひいたします。

報告は以上となります。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑦ 令和5年度国民健康保険特別調整交付金の自主返還について

---

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○健康増進課長（松本一裕） 令和5年度国民健康保険特別調整交付金の自主返還について御報告いたします。

この交付金につきましては、毎年、栃木県国民健康保険団体連合会から交付金算定のための基礎データの提供を受けておりますが、令和5年度申請時の基礎データについて誤りがあったことについて、令和7年3月に県国保連から説明を受けました。その後、令和7年10月までに変更交付申請のため、県国保連からの正しいデータに基づき、市で再算定を行った結果、過大交付となりました。過大交付額は、1,964万4,000円で同額を自主返還いたします。基礎データ誤りの原因は結核、精神に係る診療報酬明細書の集計データにつきまして、県国保連が委託している専門業者が積算対象を誤って集計していたことによるものでございます。なお、県国保連からは再発防止策といたしまして、今回誤りのあった項目を含めたデータの確認及び前年度との比較を行う等により、検証作業を強化するとしてございます。また、当該返還に係る補正予算案を次回の定例会議に提出させていただく予定です。

説明は以上となります。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

○榎議員 御説明ありがとうございます。仕組みが詳しく分かっていないからの質問かもしれないのですけど、返還する金額というのは誤って預かったものを返還するというだけで何か負担があるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○健康増進課長 こちらの交付金につきましては令和5年度に交付決定され、こちらで収入されたものでございます。ですので、そちらの収入はございますが、今年度においてこの返還額について予算措置し返還をするというものでございます。

○榎議員 支出があるわけではないということでいいですか。

○議長 答弁を求めます。

○健康増進課長 令和7年度において補正予算を組ませていただきます。そこにおいて、その返還額相当額の歳出の支出額がございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤議員 このデータの発信元というのは県ですよね。要はそれだけの問題ですよね。矢板市として何か誤りがあったわけではないということで理解していいですか。

○議長 答弁を求めます。

○健康増進課長 今回の問題につきましては、県国保連で委託している専門業者の誤りによって発生したものでございます。私たち保険者の方の誤りにより発生したものではありません。

○議長 ほかに御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑧ 矢板市防災協力事業所登録制度について

---

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○生活環境課長（柳田 豊） 矢板市防災協力事業所登録制度について御報告させていただきます。

資料を御覧いただきながらお聴き取りください。本件につきましては、第405回定例会議におきまして、渡邊英子議員からの御質問に答弁いたしました災害時等において、行政区や自主防災組織などが行う活動に協力していただく重要な施策といったとして、矢板市防災協力事業所登録制度を新たに創設いたしました。この制度は全国的な動向や先進地の事例を参考にいたしまして、市内店舗、工場、事務所等を有する事業所、市内に活動拠点を置くN P O法人及びボランティア団体などが人材確保や物資提供、その他施設において必要な協力など、防災対応に資する活動を登録する仕組みであり、災害発生時における民間活力を促進する点が特徴でございますことと、災害時の初動対応を一層効果的なものにすることを目的としてございます。制度の概要につきましては次ページ以降記載のとおり、「1 事業所等の定義」に登録する協力内容を五つの区分に分け、そして「3 協力・支援の期間」「4 市の経費等の負担」「5 災害、負傷に関する補償」「6 登録の期間」「7 地域住民に対して制度の周知」「8 活動成果に対する評価」「9 登録の確認」「10 災害時の連携方法」など、全10項目にわたり御説明させていただいてございます。

今後の予定といたしましては、12月1日から本要綱施行、制度説明のための各行政区長への案内、そして制度周知のための案内チラシを市内全班回覧する予定でございますので御承知おき願います。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○掛下議員 この協力事業所制度で肝心の行政区では防災関係のいろいろな材料を整えたりとかというところもあるのですが、そういった意味での行政区で公民館を利用しながらやっている活動との関係は、取り入れたほうがいいのかなという気がしたのだけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○生活環境課長 各行政区で自主防災組織を設立していただいて、地元で備蓄品なども大分用意していただいているところですが、大規模災害時にはそれだけでは足らないことも想定しまして、その行政区の近くの事業者等に支援をしていただくということを理念にこの事業を展開しておりますので、御理解いただければと思います。

以上となります。

○掛下議員 分かりました。

○議長 そのほか、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## ⑨ 省エネ家電・給湯器・防犯カメラ補助金の実績について

---

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○生活環境課長 省エネ家電・給湯器・防犯カメラ補助金の実績について御報告させていただきます。

資料を御覧いただきながらお聴き取りください。本件につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、やいた暮らし応援キャンペー

ン第3弾といったしまして、本年10月1日からエネルギー価格の高騰を踏まえまして、省エネルギー性能の高い家電製品や給湯器の購入を支援し、家庭における電気代等の負担軽減や温室効果ガスの削減を図ることを目的としたしました矢板市省エネ家電・給湯器購入補助金及び家庭用防犯カメラ等の購入を支援することにより、市内における犯罪の発生を抑制し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としたしました矢板市家庭用防犯カメラ等設置費補助金の実績につきまして御報告させていただきます。

次ページを御覧ください。まず、矢板市省エネ家電給・湯器購入補助金でございますが、申請は10月6日で終了いたしました。申請件数は101件、申請額は841万8,000円で執行率は99%でございました。申請の多かった家電でございますが、エアコン、冷蔵庫、エコキュート、ガス温水機器、テレビなど記載の順番でございました。製品のみの購入と工事費込みの申請は記載の件数と割合でございました。

次に、矢板市家庭用防犯カメラ等設置費補助金でございますが、申請は10月3日で終了いたしました。申請件数は51件、申請額は149万6,000円で執行率は99.7%でございました。いずれの補助金におきましても、10月16日の全員協議会のその他におきまして、議員各位から御質問を多々いただきましたとおり、市民からの人気が高く、事業の申請方法など数々の検討事項もございますことから、今後の事業実施時にはさらなる検討を加えて改善してまいりますので御理解賜りますよう願います。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○神谷議員 省エネ家電・給湯器購入補助金の目的で温室効果ガスの削減を図るということが書かれていますけれども、この事業によってどれだけ削減さ

れたかつていうのは、掴まれていますか。

○議長 答弁を求めます。

○生活環境課長 集計をやっとまとめたばかりでの報告でしたので、その率まではまだ計算してございません。今後、成果を少しでも分かるようにするためにも、どのぐらいの削減率かも計算してまいりたいと思います。

○議長 そのほかにありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑩ 市民課旅券窓口における栃木県収入証紙の販売停止について

---

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○市民課長（沼野英美） 市民課旅券窓口における栃木県収入証紙の販売停止について御報告いたします。

報告の趣旨でございますが、栃木県収入証紙の販売停止に伴いまして、市民課旅券窓口においても収入証紙の販売を停止し、あわせて関係条例等を一部改正しようとするものでございます。事案の概要に代えまして、次のページの矢板市一般旅券印紙等購買基金条例及び施行規則改正案要項で御説明いたします。1の趣旨でございますが、現在、旅券いわゆるパスポートの発給手数料は国の収入印紙及び県の収入証紙により納付されておりまして、本市では平成24年度に条例等を設置し、パスポートの用途に限ってこれらの売りさばきを実施してまいりました。収入証紙の供給元であります栃木県ではパスポートに限らず、これまで収入証紙で納付していた各種申請手数料等について、県民の利便性向上を図るため、令和6年10月から段階的にキャッシュレス決済への移行を進めておりまして、令和8年4月1日に県下一斉に収入証紙の供給及び

販売を停止するとしております。このことから本市におきましても条例等を一部改正し市民課パスポート窓口での収入証紙の取扱いを停止することとなります。2の条例等改正案の内容につきましては、条例及び施行規則の収入証紙に係る文言の削除や基金の名称変更、保有状況を把握するための台帳様式の削除でございます。また、3の旅券発給手数料のとおり申請手数料は、国の収入印紙と県の収入証紙により納付されておりますが、国の申請手数料は現行どおりの納付方法でございますので来年4月以降も収入印紙販売は継続いたします。4の基金の額につきましては、取り扱っております収入印紙の割合が全体の85%、収入証紙の割合が15%程度であることや今後の申請手数料の引き上げや申請者数の増加にも対応できるよう条例で規定している基金の額200万円は変更しないことと考えております。販売停止の期日、施行日につきましては、県の販売停止に合わせて令和8年4月1日を予定しております。申請手数料の納付につきましては、これまでパスポート申請の際に収入証紙を購入いただきまして申請書に貼付しておりましたが、収入証紙廃止後は申請からパスポート受領までの間にオンラインで県の電子システムに会員登録をしていただき、クレジットカードや電子マネー、コード決済などを選択していただきます。パスポートの交付は入金確認後行います。現在、収入証紙の購入とキャッシュレス決済、いずれの方法も納付可能となっておりまして、既に市民課窓口では申請や問い合わせの際にはリーフレット等を配布しながら対応しているところでございます。あわせてこの納付方法につきましては、個人個人で状況が異なりますことからパスポート申請に不安がないよう、申請する方の要望に応じた丁寧な説明を実施したいと考えておりますので、オンラインの登録方法や納付手順等につきましては直接窓口に御相談くださいますよう、さらに周知してまいります。

この販売廃止に係る条例の所要の改正につきましては、12月の定例会議に議案として提出させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

報告は以上になります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○伊藤議員 収入印紙は今までどおり販売し、収入証紙はキャッシュレス化ということなのですが、これって申請する方にとっては混乱をきたすことなのではないですか。例えば、矢板市が窓口で代行してやるとかそういうことは考えられないですか。

○議長 答弁を求めます。

○市民課長 県のキャッシュレス化につきましては、これは受入れるしかないと思っておりますので、先ほども申し上げましたが、申請者に不安が生じないよう丁寧な説明をしてまいりますので、それで御理解いただけたらと思います。

○伊藤議員 分かりました。ただ、やはりデジタル化に不慣れな方も多いと思いますので、説明だけで終わるのかなと思いましたので質問しました。何か御検討ください。お願いします。

○議長 そのほか御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## ⑪ 「やいた暮らし応援キャンペーン」事業の実績について

---

○議長 次に、⑪について説明を求めます。

○商工観光課長（山口 武） やいた暮らし応援キャンペーン第1弾やいた応援クーポン券配布事業並びに第2弾矢板市キャッシュレス決済推進事業につい

て、その実績につきまして報告をいたします。

まず、事業の概要でございますが、第1弾やいた応援クーポン券配布事業につきましては、物価高騰の影響を受けた市内に居住する世帯を対象に市内参加店舗で使用できるクーポン券1世帯2,000円のクーポン券を配布することで、市民の生活支援と地域経済の活性化を図るものでございます。第2弾の矢板市キャッシュレス決済推進事業につきましては、市内事業者のDX化を推進するとともに、市内外からの誘客を図ることで消費喚起を行い、市内消費の下支えを図る目的で、キャッシュレス決済アプリのPayPay、この利用者を対象に支払った額に応じてポイントを付与するキャンペーンを実施したものでございます。

事業の実績といたしましては、クーポン券配布事業については、割引に要した経費1,428万6,400円に対しまして、消費創出額が1億143万3,440円でございまして、7.1倍の直接消費創出効果が得られました。キャッシュレス決済につきましてはポイント付与に要した経費1,958万3,652円に対しまして、消費創出額が2億1,147万1,896円、10.8倍の直接消費創出効果が得られました。加えまして分析の結果、キャンペーン期間中における市外からの来店人數が約2倍に増加し、参加店舗の約3割において売り上げが10%以上増加し、来店客数も同様に10%以上増加した結果となりました。いずれの事業も物価高騰の影響を受けた市民の生活支援や事業者に対する消費の下支えを図るという目的において、一定の効果があったものとを捉えております。また、12月定例会議に議案として提出いたします補正予算は、今回の結果を踏まえ、事業原資に対する消費創出額による消費者還元率、これが高いことや配布から利用までの即効性を考慮いたしまして、物価高騰の影響を受ける生活者支援を目的としたやいた応援クーポン券配布事業を実施したいと考えておりますので、御

理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○関委員 ただいまの説明の中で、来店数は表示していませんけれども2倍というようなお話だったと思うのですけども、実際のところ来店数は何人なのか、また、その来店数というのはレジを通した人なのか。その辺の詳しい説明をお願いします。

○商工観光課長 来店者数として人数的なものは把握してございませんが、いわゆる会計回数につきましては、クーポン券配布事業が3万5,716回、キャッシュレス決済推進事業につきましては7万4,523回となってございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○神谷議員 P a y P a yについてですけれども、この事業を行うにあたって不慣れな方に対しての講座を3回か4回行ったかと思いますけども、その事業に何人が参加されて、その上で使用されたかどうかという、その事業の効果があったのかどうかというのが分かりましたら教えてください。

○総合政策課長 デジタル市民講座で行っているP a y P a y講座かと思いますが、この場で正確な資料持ち合わせてないのですけれども、おそらく4回とかそういう複数回は開いているのですけれども、おそらく1回につき5、6名とか数的には広報的にどのくらい集まったかと正確な数をここで申し上げる手持ちがないものですから、正確な数字を申し上げることができないのですけれども、御質問の内容はその市民講座を開いてP a y P a y利用の講座をしたのは総合政策課とその所管で行っております。参加者が少なかったという是有るかと思うのですけれども、推進を図ってきたところです。すいませんが、持ち合わせた数字がございませんので、以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長　ないものと認めます。

⑫ 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

---

○議長　次に、⑫について説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（小野崎賢一）　矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本市の市議会議員及び市長の選挙運動に関しまして、公職選挙法の規定に基づき市条例を制定し、政令で定められた額の範囲内で公費負担をしております。今般、公職選挙法施行令が改正され、根拠としている公費負担の限度額が物価の変動に鑑み引き上げられたことから、それに準じて本市の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。改正内容は資料に記載のとおり、選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担の限度額を国に準じた額に引き上げするものです。施行期日につきましては、公布の日からいたします。

なお、本条例の改正につきましては、12月の定例会議に議案として提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上となります。

○議長　説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長　ないものと認めます。

## 4 その他

---

○議長 4、その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

○総務人事課長 資料はございませんので、お聴き取りいただければと思います。本市における令和7年度人事院勧告の実施時期につきまして御報告をいたします。

令和7年9月25日に開催されました全員協議会におきまして、令和7年人事院勧告の概要について御報告を行い、その実施時期、国的一般職の職員の給与に関する法律等の改正の時期に合わせて、関係条例の改正を議案として提出いたしますということで説明をいたしました。本市といたしましてはこれまでのように市議会12月定例会議に議案として提出する予定で準備を進めておりましたが、国の臨時国会における関係する法律改正がいつになるかが分らない状況にあります。そのため、本市におきましては来年3月定例会議にその補正予算と関係する条例改正を提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。そのほかありますか。

○商工観光課長 資料はございませんのでお聴き取りいいただきたいくらいます。やいた花火大会2025の開催について報告をいたします。当初、10月19日に予定をしておりました花火大会でございますが、諸事情により延期となつたことは報告をさせていただきました。この度、日時と会場が決定いたしましたので報告をいたします。日時につきましては、令和7年12月13日土曜日となります。会場は矢板市城の湯やすらぎの里周辺ということになります。

時間は 17 時 30 分から花火の打ち上げとなります。花火につきましては約 5,000 発を予定してございます。これにつきましては市民の皆さんのが楽しみにされているものと考えてございますので、荒天以外につきましては当日実施、荒天につきましては翌日順延という形で実施したいと考えてございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。ほかに議員各位、御質疑ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## 5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 58)

令和　　年　　月　　日

議長